

母島小中学校いじめ防止基本方針

〔いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項〕

1 策定の目的

本校におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、家庭、地域、村その他関係機関の連携の下、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、「母島小中学校いじめ防止基本方針」（以下「いじめ基本方針」という。）を定める。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

2 いじめの定義

いじめ基本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、次のことを基本として行うこととする。

- ・ いじめがすべての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- ・ いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童生徒がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- ・ いじめは決して許されないことであるが、どの児童生徒にも起こり得ることから、いじめが児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

〔いじめ防止等のために母島小中学校が実施する施策〕

1 いじめ防止に取り組む組織

- ・ 校長の指示のもと、副校長及び主幹教諭、主任教諭を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」は定期的な会議を実施するとともに、いじめ問題に関する指導全体計画、年間指導計画を作成する。

2 いじめの未然防止の取り組み

- ・ いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校の全教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・ 児童生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ・ 児童会活動、生徒会活動においていじめ防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を推進する。
- ・ 児童生徒及び保護者に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- ・ 情報モラル教育の充実及び児童生徒保護者に対する啓発活動を行う。

3 いじめの早期発見

- ・ 日常的に児童生徒の様子や行動を観察し、教師間の情報交換を密にする。
- ・ 家庭訪問、保護者会、三者面談、学校公開等を活用し、保護者との連携を図る。
- ・ いじめの実態を適切に把握するため、毎学期1回児童生徒へのアンケートを実施する。
- ・ 特別支援コーディネーターやスクールカウンセラー（SC）を中心とした教育相談体制を充実させ、早期発見、早期解決することを基本とし、重大事態にならない体制を構築する。
- ・ 一学期の段階からスクールカウンセラーと小学校5年以上のすべての児童生徒に対し、二者面談を実施する。

4 いじめの早期対応

- ・ 児童生徒がいじめを受けていると分かった時は、迅速に事実確認をする。
- ・ いじめを受けた児童生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援を行う。
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。
- ・ 全体（学級、小学校、中学校、部活動等）の問題として、児童生徒への指導を行う。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組を行う。
- ・ 組織的に対応する。
- ・ 小笠原教育委員会に報告するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。

5 家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり

- ・ 家庭、学校及び地域において、児童生徒が安心して過ごすことができることを共通の願いとして連携を推進する。
- ・ 地域における行事並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わりを大切にする心の育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童生徒が参加及び活躍できる場に対して支援を行う。